

Q 通院治療のため午前中休業していますが、休業補償をもらえますか。

A

1. 業務上の事由又は通勤による負傷や疾病による療養のため、2. 労働することができないため、3. 賃金をうけていないという要件を満たしている場合で、「平均賃金」と「実働に対して支払われる賃金」との差額の100分の60未満の賃金しか支払われていない場合は、“休業する日”として支給の対象になります。